

令和 2 年 5 月 8 日

保護者 様

大阪市立難波中学校
校長 鍋谷 賀都緒

令和 2 年 5 月 11 日からの臨時休業期間中の登校日について(お知らせ)

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、先に令和 2 年 5 月 10 日(日)まで臨時休業期間の延長をお知らせしたところですが、このたび、政府が「緊急事態宣言」の延長を行ったことを受け、生徒の感染予防の徹底を図るため、改めて令和 2 年 5 月 11 日(月)から 5 月 31 日(日)まで臨時休業を延長させていただきます。

ただし、安全面に最大限配慮を行ったうえで、臨時休業中においても、登校園日を設定いたします。

つきましては、保護者の皆様におかれましてもご理解賜り、これまでと同様にご家庭でのお子様の健康状態の把握(健康観察表への記入を含む)及び心身の健康と安全、安心への配慮、感染症予防の指導等について、よろしくご理解ご協力を重ねてお願い申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う「緊急事態宣言」に係る対応については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願い申しあげます。

記

1 臨時休業期間の延長

- 令和 2 年 5 月 11 日(月)～5 月 31 日(日)を臨時休業とします。
(5 月 10 日までとしておりました臨時休業期間を延長します。)
- 臨時休業期間中に、登校園日を設定します。
※ただし、臨時休業の期間や範囲等については、国の緊急事態宣言や大阪府域の感染状況等により、変更する場合があります。

2 臨時休業期間中の登校日および時間の設定について

- 感染症予防のため、学級を分割のうえ、1 教室の人数を減らし、時間差登校を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症の状況により、登校日を急遽中止することがあります。その場合、学校のホームページでお知らせしますので、定期的にご確認いただきますようお願いします。
- 登校日については、給食は実施しません。
- 登校日においては、お子様の心身の健康状態の確認、学習課題等の配付・回収、学習状況の確認及び学習支援等を行います。
- 登校日には、必ずマスクを着用するようお願いします。マスクの色・柄は問いません。なお、初回の登校日に、文部科学省から配付されているマスクをお渡します。なお、ご家庭でのマスクの準備においては、市販のマスクの確保が困難な場合は、手作りマスクの作成・使用についてもご協力ください。
- 登校日には、お子様の体温等健康状態を記入した健康観察表をお子様に持たせてください。学校園で健康観察表の確認をいたします。
- 以下の 5 日間を臨時休業期間中の登校日とします。
5 月 13 日(水)、18 日(月)、21 日(木)、25 日(月)、28 日(木)

● 登校時間および使用教室について

登校時刻	08:45～09:00		
下校時刻	10:30頃		
学年	組	出席番号	教室
1	1	1～16	1-1 教室
	2	1～16	1-3 教室
2	1	1～16	2-1 教室
	2	1～17	2-3 教室
3	1	1～14	3-1 教室
	2	1～14	3-3 教室
登校時刻	10:45～11:00		
下校時刻	12:30頃		
学年	組	出席番号	教室
1	1	17～31	1-4 教室
	2	17～31	1-2 教室
2	1	17～32	視聴覚室
	2	18～33	2-2 教室
3	1	15～27	3-4 教室
	2	15～27	3-2 教室

3 登校時の注意

- 生徒手帳の 10 ページ～16 ページを事前によく読み、制服で登校してください。※正しい服装・頭髪で
- 持ち物
 - サブバック、筆記用具、与えられていた課題、健康観察表、ハンカチ、タオル、マスク(家を出る前からつけてくること)、新しい名札(制服につけてくること)
- 内容
 - お子様の健康状態の確認、学習課題等の回収、学習課題等やマスクの配布、学習状況の確認、等

4 家庭での日常の健康状態の把握のお願い

- 臨時休業期間中は、引き続き、ご家庭で、毎朝、体温を測る等、お子様の健康状態のご確認をお願いします。健康状態の確認に際しては「健康観察表」を使用し、ご家庭で記載いただくとともに、4 週間分は保管いただくようお願いします。また、登校園日には必ずお子様に持たせるようにしてください。
- お子様が、次の状況になった際は、学校に電話等でご連絡のうえ、ご家庭で休養させ、登校日への参加はご遠慮ください。授業日ではありませんので、欠席扱いとはなりません。
 - ① お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いにより PCR 検査(核酸增幅法検査)を受検することとなった場合
 - ② お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ③ お子様と同居されているご家族が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ④ お子様に、発熱等のかぜの症状が見られる場合

具体的には、微熱(普段の体温より高い状態)・発熱(体温が 37.5 度前後より高い状態)以外に、咳・呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、におい・味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調がみられる場合
- 登校中に発熱等の症状がみられた場合は、お迎えをお願いしますので、連絡を取れるようにお願いします。
- 上記④の場合で、お子様の健康状態に、次のいずれかの症状が確認された場合は、「新型コロナウイルス受診相談センター」(電話番号: 06-6647-0641)へご相談願います。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、高熱がある。 • かぜの症状や発熱が続いている(解熱剤を飲み続けなければならない時を含む)。 <p style="margin-top: 5px;">基礎疾患等のある方は、症状があれば速やかに。</p> |
|--|

- * 新型コロナ受診相談センター」に相談し、受診を勧められた医療機関がある場合は、その医療機関を受診ください。(複数の医療機関を受診することは、お控えください。)
- * 医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。